

新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生した介護事業所に対する
応援職員の派遣について

新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生した山形市内の介護事業所に対し、「山形県福祉事業所介護職員等相互派遣ネットワーク事業実施要綱」（令和2年10月20日制定）に基づき、応援職員が派遣されておりますので、下記のとおりお知らせします。

なお、今回の事例は、同要綱に基づく、初めての事例となります。

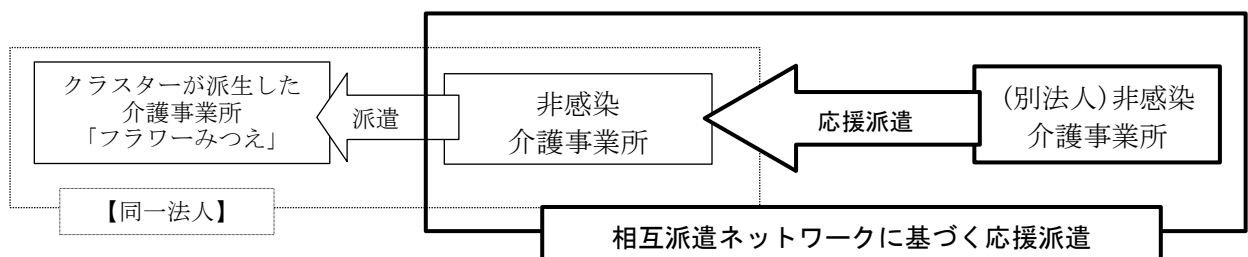
記

1 概要

新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生した「フラワーみつえ（小規模多機能型居宅介護事業所）」では、利用者が宿泊サービスを利用中であるが、職員が感染者又は濃厚接触者となっていることから、宿泊サービス利用者に対するサービスを継続するため、他の法人から介護職員の応援派遣を行う。

2 応援派遣の実施方法について

今回の派遣方式は、「玉突き方式」によるものであり、①まず、クラスターが発生した介護事業所（「フラワーみつえ」）に対し、運営している法人の別事業所から職員の派遣を行い、②その派遣を行った事業所に対し、相互派遣ネットワークに基づき、別法人から応援派遣を行う。



※ 「非感染介護事業所」及び「(別法人)非感染介護事業所」の施設名、所在地、派遣人数等の詳細については、施設側の意向により非公表といたします。

3 応援派遣の期間

12月22日(火)から12月28日(月)まで

4 応援派遣を行う人数

介護職員 2名

担当

長寿社会政策課

課長補佐(介護事業担当) 山口

電話：023-630-3120

報道監 健康福祉部次長 渡邊